

情報公開・個人情報保護条例 令和元年度実施状況を公表します

☎ 情報管理課 ☎ 内線1151

令和元年度の実施状況の概要をお知らせします。内容など詳しくは各公共施設や市ホームページでご覧になれます。

■令和元年度の状況

情報公開条例に基づく請求は76件（取り下げが4件。件数には含んでいません）あり、決定が94件ありました。また、個人情報保護条例に基づく請求（訂正、利用中止に係る請求はありませんでした）は28件、決定が55件でした。

■審査請求の状況

開示請求者は行政不服審査法に基づき、審査請求書の提出により審査請求をすることができます。情報公開条例および個人情報保護条例の規定に基づく決定（処分）について、令和元年度中に受理した審査請求書は1件でした。

■開示請求の処理状況（単位：件）

①情報公開条例、②個人情報保護条例

実施機関	決定の件数		決定の内訳					
			全部開示		部分開示		不開示	
	①	②	①	②	①	②	①	②
市長	48	48	13	33	19	12	16	3
教育委員会	40	3	11	3	6	-	23	-
選挙管理委員会	-	-	-	-	-	-	-	-
監査委員	1	-	-	-	1	-	-	-
農業委員会	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産評価審査委員会	-	-	-	-	-	-	-	-
消防長	4	3	1	3	3	-	-	-
議会	1	1	1	1	-	-	-	-
合計	94	55	26	40	29	12	39	3

※1件の開示請求書に対して実施機関が複数となるものがあるため、請求件数と決定件数は必ずしも一致しません。

■情報公開制度とは

情報公開条例に基づき、市の機関が保有する情報を情報開示請求で公開を求められることができる制度です。情報開示請求のあった情報は、公開することが原則ですが、個人情報や法令などの定めによって公開できない情報など、開示できないものもあります。

■個人情報保護制度とは

個人情報保護条例に基づき、市の機関が保有する個人情報の保護に関し、基本的事項を定め、適正な管理執行を図る制度です。自己に関する情報の開示や訂正および利用中止を請求することができますが、開示などができないものもあります。

インターネットで簡単に回答 国勢調査にご協力ください

☎ 政策推進課 ☎ 内線1213

10月1日を基準日として、国勢調査を実施します。今回の調査は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、世帯の皆さんと調査員が直接対面しない非接触の方法で実施します。9月中旬から調査員が市内の各家庭を訪問し、インターネット越しに説明を行い、調査書類は郵便受けやドアポストに入れるなどして配布します。

回答は、パソコンやスマートフォン、タブレットなどで24時間いつでも簡単にできるインターネットが便利です。日本に住んでいる全ての人と世帯が対象です。必ずご回答ください。

▶回答方法

インターネットか郵送

▶回答期間

10月7日（水）まで



市 国勢調査



市営住宅入居者を募集します

☎ 管理課 ☎ 内線1525

■募集住宅（申し込みは1世帯につき1住宅）

▶駒場B住宅（駒場2-11-3）▶大利根住宅（小文間3721）

※規格や家賃など詳しくはお問い合わせください。

■応募資格

▶市内在住または在勤で、現在住宅に困窮していることが明らかの方▶同じ収入で生活している同居または同居しようとする親族がいる方（条件により単身で入居可能な場合あり）▶公営住宅の家賃や県税・市町村税の滞納がなく、法定収入基準を超過していない方▶「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でない方

■申込

応募の説明を受けた上で、管理課で配布の申込用紙に必要事項を記入し、必要書類を添えて本人または同居する家族が管理課に持参

■申込期間 10月1日（木）～16日（金）※平日のみ

■見学会

▶期日 10月1日（木）

▶会場・時間 駒場B住宅…9:30～11:30、大利根住宅…14:00～16:00

※見学時間内に直接現地にお越しください。

▶申込 電話か直接

▶締切 9月30日（水）

■抽選会・入居説明会

10月24日（土）10:00～12:00

市長 Mayor's column コラム

安心な環境での読書で
心豊かに過ごそう



取手市長

藤井信吾

皆さまは1カ月に何冊の本を読んでもおられますか。文化庁が平成30年度に行った16歳以上の男女を対象とした調査によると、「1～2冊」が37.6%、「3～4冊」が8.6%で、1冊も読まない人が47.3%という結果が出ています。「そんなに少ないの？」という印象です。

一方、子どもについては異なる結果が出ています（学校読書調査、平成29年度）。小学生の読書冊数は月に11.1冊、中学生が4.5冊となっています。平成12年の数字と比較すると小・中学生ともに倍増しています。「家読」と呼ばれる学校と図書館が連携しての家庭読書を定着させる取り組みの成果といえます。

取手市においては、平成28年度に

は全小・中学校に学校司書を配置、平成29年10月からは学校図書館連携システム「ほんくる」を導入、図書館と学校との週2回の配送便の巡回などを実施し、児童生徒が本に親しみやすい環境を実現しています。

さて、新型コロナウイルス感染症の脅威が身近になり、全国的に特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されたことを受け、取手市立の各図書館も、やむなく4月24日から5月20日の間、閉館させていただきました。再開後は、3密を避ける新しい生活様式に配慮して、運営しております。いわゆる「巣ごもり」生活の中で時間の過ごし方としての読書のウエイトは高まってきていると思っていましたが、図書館利用実績から見ると本年

7～8月実績は、来館者数が前年比28%減、貸出冊数が14%減の寂しい状況です。ウイルス感染を恐れて外出を自制されていると推測されます。

取手市では、本年8月に紫外線を照射して図書を除菌する「図書除菌機」を購入して、取手図書館、ふじしろ図書館、戸頭公民館図書室で活用しています。安心して図書を手に取っていただけると存じます。また、図書館に足を運ぶことができない方のため、10月中旬に電子書籍貸出しサービスを導入します。デジタル媒体の書籍は来館が難しい方の利用が期待されます。

お彼岸を過ぎると秋の夜長が実感されます。新型コロナウイルス感染症感染防止のため制約の多いご時世ですが、家読で心豊かに過ごしてみませんか。